

VI 高齢者福祉

1 制度の概要

(1) 福祉の対象となった経緯とその概要

1) 制度

関連法令等：高齢者福祉法、介護保険法等

第二次世界大戦後の高度成長の中で、地方から都市への人口移動が進む一方で、医療の進歩などにより平均寿命が延び、高齢化が進み始めていた。1963年の老人福祉法施行により、特別養護老人ホームが創設され、ホームヘルパーも制度化されたが、当初は在宅、施設ともに供給が不十分であった。その一方で、全国の自治体ではいわゆる「革新自治」が行われ、これらの多くは福祉の充実を施策としていた。岩手県内で始まった老人医療の無料化などは、1973年に法規に取り入れられ、公的部門が行う福祉は国の制度として拡大していったが、高齢者数の増加に伴い、公費による医療費負担が増大して、財政を圧迫する一方、病院のサロン化といわれるような過剰受診が問題になったことなどにより、1982年には老人保健法が制定され、老人医療費の一部自己負担が導入された。

※このころの落語小噺：風邪をひいて近所の内科に行くと、待合室に高齢者が集っている。「伊達さん、今日は来ないわね。」「そうね、病気かしら。心配だわ。」

1970年代末に、政府は「日本型福祉社会」を提起し、家族やコミュニティによる自助努力を優先し、介護についても在宅で介護することを基本とする施策に転換した。

これに伴い、悲惨な家庭内介護の状況をあらわす介護地獄という言葉が生まれ、また、入院治療を必要としない高齢者が医療機関に入院する「社会的入院」も問題となった。

1989年には消費税の導入に伴い、ゴールドプランと呼ばれる「高齢者保健福祉推進十カ年戦略」により施設等の整備が行われたが、急速な高齢化の進展とあいまって、高齢者福祉費は増大し、サービスの提供が追い付かず、老後の介護は社会不安ともいえる状況であった。このような中、新たな高齢者介護システムの構築を目指した介護保険法が、2000年に成立した。

伊達市でも、介護保険を含む高齢者政策の計画として、「伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定している。当初平成12年に策定され、現在の第5期計画は平成24年度から平成26年度を対象としている。

高齢化とともに少子化が進展し、日本の人口は減少し、これにより経済活動は縮小する。

また、高齢化は福祉に関する財政負担を増大させるが、日本の財政は世界的に見ても先進国では飛び抜けた債務大国であり、今後もしばらく人数が増加する高齢者に対し、今まで同様の福祉を実施することは不可能である。また、高齢者といっても、資産も蓄積している元気な高齢者と、健康に不安を抱える貧しい高齢者とを一律に福祉の対象とすることも不合理である。

経済活動の面では、安倍内閣による女性の活用と並び、高齢者の活躍も期待されている。また、財政面からは、公的な福祉以前に、コミュニティでの相互扶助が期待されている。そして公的福祉は、もともと必要とされる場所に必要だけ提供することが原則であるが、介護保険など国が枠組みを定める制度のほか、北海道が補助金を出すことにより推進する制度も多く、また、高度成長期のまだ高齢者数も少ない頃の施策を継続している自治体も見られる。

高齢者福祉の概要中、これ以降の項目は、介護保険制度を除いて記載する。

2) 対象

65歳以上の市民が高齢者施策の対象である。しかし、個々の施策では、所得や独居などの要件が定められ、高齢者に該当しても、対象外であることがある。

3) 目的

老人福祉法第1条には、「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もつて老人の福祉を図る。」とされ、第3条には、「国及び地方公共団体は、老人の福祉を増進する責務を有する。」とされている。

この基本理念としては、「多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障されるものとする」とされている。

これを受け、伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、後に記すように、「住み慣れた地域で健やかに安心して自分らしく生活できる地域づくり」を基本理念としている。

4) 福祉の終了

高齢者は他の福祉対象と異なり、転出・死亡以外で対象から外れることはない。

(2) 伊達市の施策

前に記した「伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」では、高齢者の介護を地域で支える基盤整備を行うこととし、四つの日常生活圏域に区分している。

基本理念のもとに、三つの基本目標を設け、施策を展開している。それぞれの基本施策に実際の事業が記載されている。伊達市の個別事業の項では、これらと対応させて記載する。

基本理念：住み慣れた地域で健やかに安心して自分らしく生活できる地域づくり

基本目標1：健やかで自立した生活ができるまちづくり

生涯を通じた健康づくり：安心して生活できる環境づくり：自立生活の支援

基本目標2：自分らしく生き生きと生活できるまちづくり

社会参加・交流のあるまちづくり：生涯学習・スポーツの取り組み：認知症を支えるまちづくり：敬老事業

基本目標3：ともに支えあうやさしいまちづくり

地域支援体制の充実：地域包括ケアシステムの推進：家族介護支援事業の充実

(3) 対象者数

1) 現況

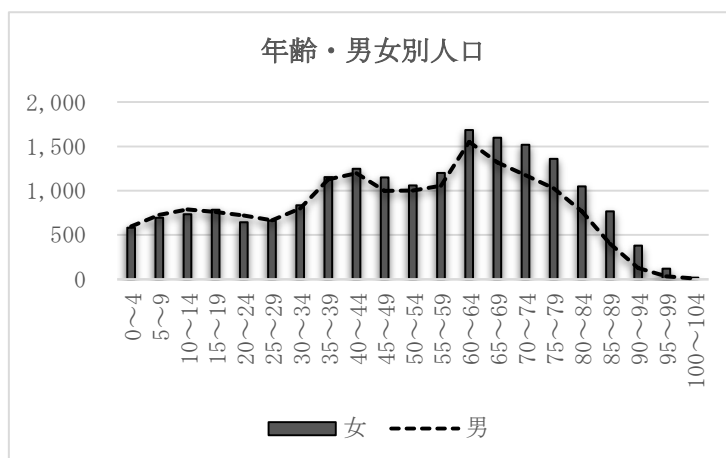
65歳以上の市民は、11,643人と市人口の約3分の1を占め、75歳以上の後期高齢者が16.8%と、市の人口に占める比率は高い。11,643人のうち、介護認定を受けている人数は、若干の高齢者以外の人数も含めて2,118人(26年3月末)である。

また、独居高齢者および後期高齢者夫婦だけの世帯で、近くに親戚のいない世帯は、平成25年の民生委員の調査によると、約1,175世帯、1,509名である。

項目 単位	伊達市平成26年4月						全国平成25年9月			伊達市比率÷全国比率		
	人数(人)			比率(%)			男	女	合計	男	女	合計
年齢	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0～14	2,105	2,004	4,109	12.5	10.4	11.4	13.6	12.2	12.9	92.0	85.6	88.4
15～64	9,861	10,402	20,263	58.6	54.2	56.3	64.3	60	62	91.2	90.3	90.7
65～69	1,319	1,597	2,916	7.8	8.3	8.1	6.7	6.9	6.9	117.1	120.5	117.3
70～74	1,175	1,517	2,692	7.0	7.9	7.5	5.7	6.2	5.9	122.6	127.4	126.7
75～79	1,025	1,360	2,385	6.1	7.1	6.6	4.5	5.4	5	135.5	131.2	132.4
80～84	766	1,046	1,812	4.6	5.4	5.0	3.1	4.4	3.7	147.0	123.8	136.0
85以上	564	1,274	1,838	3.4	6.6	5.1	2.1	4.9	3.6	159.7	135.4	141.8
総数	16,815	19,200	36,015	100	100	100	100	100	100	100	100	100
65歳以上	4,849	6,794	11,643	28.8	35.4	32.3						
75歳以上	2,355	3,680	6,035	14.0	19.2	16.8						

(統計局データ、伊達市ホームページより。)

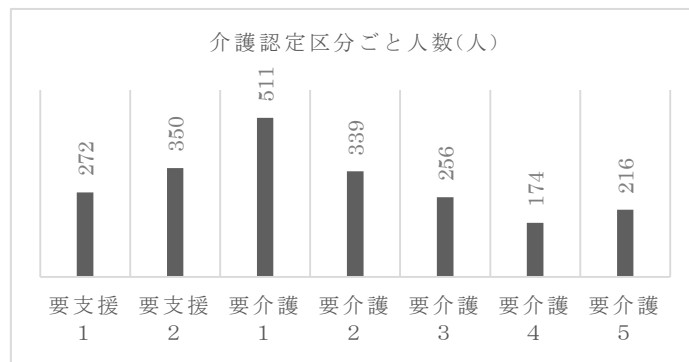
伊達市の平成26年4月の5歳刻み人口をグラフにすると次のようになる。いわゆる団塊の世代が属する60～64歳が男女ともに突出しているが、女性ではそれより高年齢の層の人口も多い。



項目	人数	身内が近くにいる	近くにいない	世帯数
65歳以上単身世帯	1,767	963	804	804
75歳以上夫婦世帯人数	1,325	678	647	324
合計	3,092	1,641	1,451	1,128
伊達市全体	36,113			17,973

平成26年3月末時点要介護認定結果

区分	要支援1	要支援2	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	要介護	合計
認定結果(人)	272	350	622	511	339	256	174	216	1,496	2,118
分布割合(%)	12.8	16.5	29.4	24.1	16.0	12.1	8.2	10.2	70.6	100



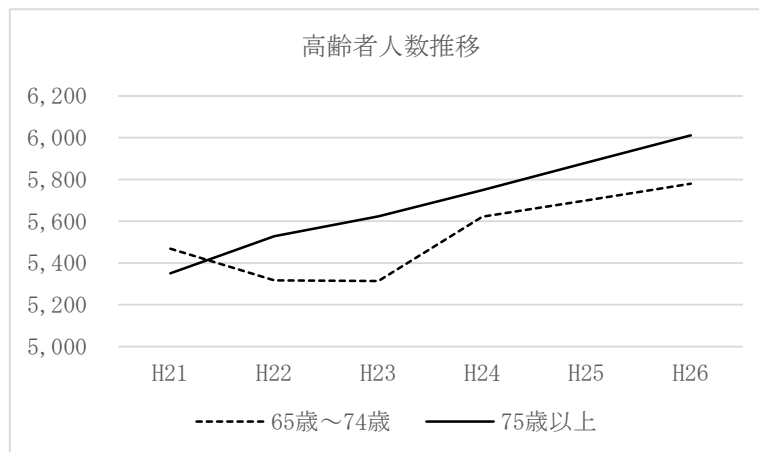
2) 推移

年度	H21		H22		H23		H24		H25		H26	
区分	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
65歳～74歳	5,468	14.8	5,317	14.5	5,314	14.5	5,621	15.4	5,700	15.7	5,779	16.0
75歳以上	5,350	14.5	5,528	15.1	5,623	15.3	5,749	15.8	5,880	16.2	6,011	16.7
総数	36,927	100	36,670	100	36,634	100	36,388	100	36,231	100	36,015	100

伊達市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第5期計画）より

なお、この項の他の表に記載されている人数と比べると、使用する元の統計数値や、カウントする時点が異なることから、人数がやや異なる場合がある。

5年間の間にも、高齢者数、対人口比率ともに増加している。



介護認定の状況は、介護の項（149ページ以降）に記載している。

（4）歳出

1）推移

伊達市一般会計の歳出のうち、高齢者に関連する項目を抽出した。

ただし、伊達市では、職員給与等を総務費で計上しているため、担当職員の人件費は含まれていない。

平成26年4月1日の高齢者福祉担当部署の職員数は、臨時職員等も含め、16人である。

（介護特別会計事業従事者を含む。短期アルバイトを除く。）

科目	高齢者事業関連歳出推移(単位：千円)			
	H19	H24	H25	H26予
老人福祉総務費 *注)	19,857	15,708	221,843	19,179
老人扶助費	137,198	174,920	176,206	192,838
老人ホーム費	343,090	33,002	36,032	39,805
老人福祉費合計	500,146	223,630	434,081	251,822
後期高齢者医療費	-	579,625	495,788	560,674
後期高齢者医療会計繰出金	448,682	127,329	128,902	156,652
介護保険会計繰出金	372,564	408,367	426,786	470,828
合計①	1,321,392	1,338,952	1,485,556	1,439,976
一般会計歳出合計(公債費除く)②	14,618,276	16,136,409	16,380,961	16,012,352
①÷②%	9.0	8.3	9.1	9.0
A 介護保険特別会計 介護予防事業費	3,898	6,610	6,642	6,346
B 介護保険特別会計 任意事業費	5,534	6,168	12,395	10,829
注)うち介護基盤緊急整備等特別対策費補助金	0	0	174,200	0

2）内訳

科目・事業	高齢者事業関連歳出推移(単位：千円)			
	H19	H23	H24	H25
老人福祉総務費	19,857	19,409	15,708	221,843
C 低所得者利用者負担対策事業	1,822	1,650	1,530	1,721
D 生きがい活動支援事業	3,845	3,111	1,601	891
E 生活支援事業	3,347	2,626	2,434	2,519
F 大滝区敬老会開催費	315	253	253	296
G 高齢者福祉バス委託料	700	735	735	735
H 老人クラブ運営費補助金	2,993	3,061	2,923	2,900
I 高齢者はつらつ交流事業助成金	5,401	5,673	5,729	6,153
J もしかしてネット推進事業	0	0	395	0
K 介護基盤緊急整備等特別対策費補助金	0	0	0	174,200
L 地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	0	0	0	32,000
老人扶助費	174,920	186,061	174,920	176,206
M 長寿祝金支給事業	3,339	3,049	3,339	3,461
N 高齢者等緊急通報サービス事業	6,672	7,364	6,672	7,089
O 高齢者福祉電話基本料金助成事業	77	77	77	78
P 高齢者日常生活用具給付等事業	35	67	35	0
Q 老人福祉施設入所者措置費	164,796	172,581	164,796	165,579

表中のアルファベットは、事業の内容検討の項で対応させるために記載しているが、D F Gは、平成25年度に基金の項で監査対象としており、Q及び老人ホーム費について

も、平成25年度に施設の項で監査対象としているため、対象外とする。

その他の事業を一覧すると、KLの補助金以外に、経常的に実施する事業で、多額にのぼるものはない。これらは、他の自治体でも実施されているタイプの事業であるが、国が補助事業として開始し、徐々に補助金が減額されたものなどが多いとのことである。

(5) 関連施設

伊達市内の高齢者関連施設等は次のとおりである。

圏域	定員(人)					施設数				
	黄金稀 府東	市街中 央	長和有 珠	大滝	合計	黄金稀 府東	市街中 央	長和有 珠	大滝	合計
合計	225	231	78	350	884	7	5	2	4	18
認知症対応型通所介護	10	0	0	0	10	1	0	0	0	1
認知症対応型共同生活介護	36	45	18	0	99	2	2	1	0	5
介護老人福祉施設(特養)	0	50	60	100	210	0	1	1	2	4
介護老人保健施設	0	100	0	200	300	0	1	0	1	2
介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養)	29	0	0	0	29	1				1
特定施設入居者生活介護	150	36	0	50	236	3	1	0	1	5
ケアハウス	100	0	0	50	150	2	0	0	1	3
有料老人ホーム	50	36	0	0	86	1	1	0	0	2

これらの多くは、介護保険の給付対象施設である。

このうち、介護老人福祉施設である潮香園は、市が設置し、指定管理者が運営している。

地域包括支援センターは、市街中央の1か所であるが、在宅介護支援センターは、市街中央地区と大滝区に置かれている。

2 事業の概要

(1) 施策と事業

伊達市で経常的に実施されている事業には、次のようなものがある。

目標・事業	歳出記号	低利用	自己負担	対象	利用条件					
					ひとり暮らし等	介護度	所得など	自宅介護など	機能低下など	その他
健やかで自立した生活ができるまちづくり										
通所型介護予防事業	A	○	有	高					○	
介護予防普及啓発事業	A		無	高						①
高齢者緊急通報サービス事業	N		有	高	○					
生活管理指導等短期宿泊事業	A	○	有	高						
高齢者住宅安心確保事業	B		有	高	○					
「食」の自立支援事業	AB		有	高					○	
移送サービス事業	E		無	高	○					②
訪問サービス事業	E		無	高	○					
電話サービス事業	E	○	無	高	○					
日常生活用具自助具給付事業	P	○	③	高	○				○	
救急医療情報キット配付事業			無	高	○				○	
自分らしく生き生きと生活できる街づくり										
介護予防地域住民等支援グループ活動事業	A		④	支						
はつらつ交流事業	I		④	高						
長寿祝金支給事業	M	-	-	高						⑤
認知症サポーター養成講座	B		無	市民						
認知症介護者のつどい	B		無	家族						
ともに支え合うやさしいまちづくり										
家族介護用品支給事業	B		無	家族		○	○	○		
家族介護慰労事業	B	○	-	家族		○	○	○		
家族介護教室事業	B		無	家族		○				
家族介護者交流事業	B	△	有	家族		○		○		
分類なし：老人クラブ運営補助事業	H		-	高						
分類なし：介護サービス利用者負担軽減事業	C		-	高			○			

① 老人クラブ等に参加している高齢者

② 寝たきりの高齢者あるいは重度障害者で家族等の手助けがなく、福祉タクシーも利用していない。

③ 所得によっては自己負担がある。

④ 委託又は補助額が決まっているが、自己負担等がある団体もある。

⑤ 平成26年度から、100歳だけを対象としている。

(2) 利用度の低い事業

1) 事業の種類

平成25年度での事業実績がゼロか極めて低い次表の事業につき、平成21年度からの利用状況及び事業費の推移を示す。

番号	名称	市単独 事業	開始 年度	年度別利用者数					年度別事業費(千円)				
				H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
①	通所型介護予防事業	-	H19	3	4	3	4	4	73	97	91	152	139
②	生活管理指導等短期宿泊事業	-	H18	6	3	3	0	2	464	136	144	0	109
③	日常生活用具等給付事業	-	H19	22	62	12	2	0	189	306	69	35	0
④	家族介護慰労事業	-	H13	1	1	0	0	0	100	100	0	0	0
⑤	成年後見制度利用支援事業	-	H24	-	-	-	0	0	-	-	-	0	0
⑥	住宅改修支援事業	-	H13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑦	電話サービス事業	-	H6	11	12	3	1	1	60	41	20	2	3
⑧	福祉電話設置事業	-	S54	4	4	4	4	5	77	77	77	77	71

これらは、伊達市が単独で企画した事業ではなく、介護保険の保険外事業であり、利用者が少なくとも、伊達市独自で内容を変えて実施したり、他の事業と統廃合することはできないが、市費を用いて対象や給付を増加させることは可能である。

⑧については、新規開始は行えなくなっており、既存の利用者を対象に、経過的に実施されている。

いずれも、拡充するか、そのまま積極的に広報して利用を促進するか、細々と続けていくかを選択することになる。

2) 事業の概要と利用が低い理由

① 通所型介護予防事業

介護予防を目的に、一定期間施設へ通所し、機能訓練や生活指導等のプログラムを実施し、自立した生活の継続を支援する。

日常生活に関する基本チェックリストで、生活機能に低下が認められ、要介護・要支援の認定を受けていない者が利用できる。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	73,250	97,000	90,750	90,750	138,750
実施回数(回)	20	26	25	41	38
利用実人数(人)	3	4	3	3	4
1人当たり利用回数(回)	6.7	6.5	8.3	13.7	9.5
1回当たり事業費(円)	3,663	3,731	3,630	2,213	3,651

利用者は、1回当たり308円と、月額102～231円の利用料を払い、施設には、市から直接定められた利用料を支払う。1回当たり歳出が平均3,600円前後であることに比べ、利用者負担水準は低い。

運動器の機能向上プログラム以外の利用者は極めて少ない。介護保険の認定を受けていない高齢者の中で、生活機能が低下している者という設定自体、対象者が少ない事業である。利用回数から見て、利用者の日常生活の中に、運動器の機能向上プログラムを受けることが組み込まれているようでもない。

市の他の事業では、介護予防地域住民等支援グループ活動事業がやや類似するが、当事業は、個別に必要なに応じて対応する事業である。また、このため、対象者数が少ないものと思われる。

② 生活管理指導等短期宿泊事業

特別養護老人ホームまたは養護老人ホームの空きベッドを利用して、短期宿泊により生活習慣等の指導を行うとともに、体調の調整を図る事業である。

利用日数は年間14日まで。自己負担額は1,340円（H26～1,370円）又は1,080円（H26～1,110円）であるが、市の歳出に比べ、自己負担額は少ない。

利用は少ないが、維持コストもかからない事業であり、継続して実施されている。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	463,580	136,390	143,560	0	108,700
実施回数	56	23	18	0	17
利用実人数	6	3	3	0	2
1人当り利用回数	9.3	7.7	6.0	-	8.5
1回当り事業費(円)	8,278	5,930	7,976	-	6,394

③ 日常生活用具等給付事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活用具を給付する。給付品は、電磁調理器、火災報知機、自動消火器の防火関連三種に限定され、所得によっては自己負担もある。

居住家屋への火災報知機設置が義務付けられたことから、平成22年度をピークに利用は増えていたが、一巡後はまた減少し、25年度はゼロになっている。

今後の需要増は見込めないが、火災報知機等については、更新時に需要が発生する可能性がある。

(意見) 市は、日常生活用具給付台帳を作成し、給付実績を記録しているが、同一人あるいは世帯が破損などの理由で再度申し込んだ場合の対応を決めていない。対応について決定し、要綱に盛り込むことが望ましい。

④ 家族介護慰労事業

介護保険で要介護4又は5に認定されたおおむね65歳以上の在宅高齢者と同居している介護者で、市民税非課税世帯であり、過去1年間介護保険サービスを受けなかった場合に、10万円を慰労金として支給する事業である。

対象が限定される上、介護認定は、サービスを受ける前提で自ら申請するものであり、要介護4以上に認定されても介護サービスを全く受けないケースとしては、施設入所の順番を待っている場合など、極めて限定され、もともと該当者が少ない事業である。

要介護度4又は5で、介護サービスを受けたくても受けられないのであれば、介護サービスの供給に課題があるといえる。この事業に該当する市民がいないかあるいは少数

であるので、今のところ、供給には問題が無いと思われる。供給に問題がある場合、拡充するとすれば、非課税という要件を外すことも考えられる。介護サービスを受ける場合の公費に比べ、慰労金10万円は少額である。また、介護サービスを受けても少額の場合を対象にすることなども考えられる。

⑤ 成年後見制度利用支援事業

この事業は、判断能力が不十分な高齢者等に対して、成年後見人を設置する申立てを市長名で行い、申立費用及び成年後見人等の報酬を助成する事業であり、障がい者も対象としている。

平成24年度から創設された新しい制度であり、現在のところ高齢者の利用者はいないが、今後需要も発生する可能性がある。成年後見人制度自体がセーフティネットの役割を果たしているが、公的分野がその利用を担保することでセーフティネットとしての役割が高まると思われる。

⑥ 住宅改修支援事業

高齢者向けに住宅の改良を希望する者に対して、居宅介護支援事業者が「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務に対し、2,000円を補助する制度である。

対象者は、要支援または要介護認定を受けているが、居宅サービスを受けていない者に限定されており、この理由書を作成することで、居宅改修費の支給申請が行える制度であるが、2,000円と金額も少額であること、対象者が限定されていることなどから利用が少ないと思われる。支給要件を緩和すれば、利用者も増加する可能性があるが、在宅介護に対してどの程度まで助成するかを併せて検討する必要がある。

3 個別の事業

(1) 介護予防事業

1) 事業の概要

① 目的・概要等

高齢者がいきいきと生活できるよう、市の保健師が老人クラブや自治会、介護予防地域住民等支援グループの支援先に出向いて転倒予防や認知症予防の知識を伝える。

② 財源・経緯

介護予防のために国が用意したプログラムであり、伊達市の職員が出向き実施する事業である。

③ 事業実施方法

介護予防に関するプログラムをいくつか用意しており、団体からの依頼に基づき、保健師が出向いて指導等を行う。



2) 対象

高齢者の団体(集会)

3) 利用状況

利用実人数は454名である。伊達市の高齢者11,643人から、要介護認定を受けている人数1,566人を引いた人数10,077人に対して4.2%である。

年度	H24			H25		
	回数	人数	平均	回数	人数	平均
機関・団体						
老人クラブ	7	153	21.9	6	128	21.3
自治会・地区社会福祉協議会	2	24	12.0	4	59	14.8
地域住民等支援グループ	10	156	15.6	12	228	19.0
その他	1	32	32.0	1	39	39.0
合計	20	365	18.3	23	454	19.7

4) 監査手続き

① 実施報告

平成25年度の事業ファイルを開覧し、事業実施の伺い及び実施報告書がファイルされ、実施内容が詳細に記載されていること、また、事業の効果を上げるためのコメント等も記載されていることを確認した。

(意見) 当プログラムは、継続して毎年同じ団体に1回～3回ずつ実施されることも多い。団体からの依頼を受け、次のプログラムを決定するにあたっては、過去の実施報告を開覧し、内容を検討していると思われるが、次のプログラムを選定した根拠や、前回までの反省等を記載した上で、効果的な実施方法を検討した記録を残し、実施伺いに添付する事が望まれる。

また、団体ごとに実施プログラムのファイルを作成することも望まれる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

実施報告書の記載によると、自分の体の状態を認識したうえで、健康維持の知識を普及するなど、目的に沿って実施されていると思われる。

② 利用状況

高齢者全体から見た利用者水準は低い。高齢者の集会に出向く形をとっているので、今の実施方法では、限界がある。

幼児には定期健診の制度があるが、高齢者は、自主的に参加する集会等しかない。介護予防を積極的に推進するのであれば、体育館や集会場などの市の施設で、市が主催して定期的に地域の高齢者を集め、プログラムを実施することも考えられる。

③ 負担水準等

プログラム実施費用は徴収しないが、事業の性格から見て妥当と思われる。

(2) 高齢者等緊急通報サービス事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

ひとり暮らし高齢者等に高齢者緊急通報装置を貸与し、急病・災害等緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることにより、高齢者等の日常生活の不安解消及び人命の安全を確保するとともに福祉の向上を図ることを目的としている。

② 財源・経緯

平成3年から導入されている。

平成25年度の事業費は、7,088千円であり、市の単独事業であるが、同種の事業は各自治体で実施されており、国の福祉政策として展開されたものと思われる。

利用者の負担額は、月額370円であるが、生活保護を受給したり、災害に罹災した場合などには免除される。

③ 事業実施方法

利用希望者は、申請書に必要事項を記載して、申請を行う。市では利用要件に合致するかを審査のうえ、利用許可を出し、緊急通報用の機器を貸与する。

緊急時の対応、月に一度の現況確認などの実際の対応は、民間事業者への委託により実施している。受託企業は、必要に応じて救急車を呼ぶこともあるが、原則は利用者が申請書で指定した市民(協力者)に連絡し、協力者が様子を見に行き、必要な対応を行う。



2) 対象

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの者であって、緊急時の通報手段の確保が困難な者
 - ② ひとり暮らしの重度身体障がい者で、所得税非課税世帯
 - ③ 市長が必要と認めた者
- ②の、ひとりで暮らせる重度障がい者とは、どのような障がい者か想定が難しいが、例えば、ペースメーカーの装着により障害者手帳の交付を受けた場合など、疾病の種類によっては、日常一見して健康でも重度障がいに該当することがあるとのことである。

3) 利用状況

登録者数の推移は次のとおりで、一定数の需要がみられる。

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
登録者数(人)	92	146	162	166	167	166	159	154	152	155	156	147	154

受託者からの月次報告から作成した平成25年度の推移と利用状況は次のとおりである。

月	人数	新規	廃止	緊急通報	うち誤報	救急・消防車出動	協力員出動	委託金額
単位	人			回				円
4	149	5	3	7	2	0	2	578,865
5	149	3	3	11	6	0	1	578,865
6	152	5	2	20	10	0	2	590,520
7	152	5	5	33	14	0	1	590,520
8	152	2	2	28	14	0	1	590,520
9	151	3	4	10	8	0	2	586,635
10	149	2	4	7	2	1	0	578,865
11	149	1	1	5	4	0	0	578,865
12	150	2	1	4	3	0	1	582,750
1	151	4	3	8	4	1	0	586,635
2	153	2	0	5	3	1	0	594,405
3	154	2	1	8	5	1	0	598,290
合計・延べ	1,811	36	29	146	75	4	10	7,035,735

このように、実際の出動数は多くない。誤報とは、誤って機器のボタンを押してしまったものが多く、救急車出動の中には、記録からは救急車まで必要だったか疑問のもの

もある。

また、月に一度の安否確認を不要とした利用者数は、次のとおり。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	延べ
安否確認不要人数(人)	0	1	1	1	0	2	3	2	2	5	4	4	25

平成25年度に提出された廃止記録から、貸与機器の撤去理由を集計すると、施設への入所や長期入院が大半であり、その他家族と同居、死亡が続いている。

施設入所・入院	家族と同居	死亡	転居	その他	合計
20	5	4	2	1	注)32

注) 撤去時点と申請時点が異なるため、件数は前表と一致しない。

4) 監査手続き

① 委託契約

(株)富士通テレコムネットワークに、随意契約により1件1か月3,700円(消費税抜き)の単価で委託している。契約事務は、条例等に沿って行われている。本事業は、レンタル端末機を設置し、端末機からの情報を受信する事業であることから、いったん採用を決定すると、問題がない限り、その業者と継続して契約することが合理的な事業である。

また、単価については、件数が少ないと、人件費などの固定費がカバーできないため、割高になる可能性もある。現在の件数を前提に、単価設定を行っているが、件数が何件から何件までが今の単価であるのか、件数が多くなると単価が安くできるのか、業者に問い合わせて積算内容を確認し、確認内容につき記録を残すことが望まれる。

② 委託事務の実施

毎月の報告書を閲覧し、月次の事業実施内容、合計表等が提出されていることを確認した。

また、26年3月を抽出し、新規登録及び廃止が市の保管する申請書と一致し、さらに市で照合されていることを確認した。

③ 申請

利用申請が保管され、要件がチェックされていることを確認した。

年齢条件に合致すれば、おおむね認めているようであった。また、高齢者夫婦のみ世帯などもその他の要件として受け付けている。

(意見) 制度の趣旨から見ると、要綱に明記されていない市民までに範囲を広げている現況は妥当と思われるが、要綱の要件のうち、明記していないものを運用により拡充することはあまり好ましくない。要綱を現況に合わせて見直し、また、高齢者夫婦世帯なども利用可能であることなど、広報を通じて市民にも明確に示すことが望まれる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

携帯電話の普及や警備保障会社などの民間事業者による各種サービスが充実するなど、制度発足当初と比べ、事情は変わっている。

しかし、携帯電話があっても、近くに親戚などがいなければ、対応できない。公共が見守り事業を実施することで、市民の安心感は広がると思われ、見守り事業を広く実施する自治体も増えてきている。

目的に対しては、効果のある事業である。

② 利用状況

平成26年度の独居高齢者数は、約1,767名、高齢者夫婦世帯を含め、近くに親類等がない世帯は約1,100世帯である一方、登録世帯は150前後と14%程度である。登録数との差は大きい、健康状態には個人差があるので、65歳以上でも、見守りを必要と感じない対象者も多く含まれていると思われる。

③ 負担水準

月額委託料3,700円（消費税等税抜きの金額）に対し、利用料は370円であり、さらに利用者数の5%程度が生活保護等の要件により減免を受けている。

（意見） 独居の高齢者のうち、見守りが必要な世帯について、夜間や緊急に対応する事業を重要と判断して実施する自治体も増加傾向にある。

伊達市では、訪問や見守りをかねた配食などの他の施策も、見守り事業として実施されている。

見守りが必要な世帯が漏れなく利用できるよう対象、事業の必要性、実施方法、負担額、他事業との役割分担や統廃合を含め、総合的に検討することが望まれる。

（3）食の自立支援事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

在宅の高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、低栄養状態の予防・改善を図ることを目的とし、週3回を上限に夕食を届けるとともに、利用者の状態等を確認する。

② 財源・経緯

1食当たり600円（H26～617円）の委託料に対し、400円を利用者から負担金として徴収する。差額の財源は、介護保険の1号保険料21%のほか、国・道で59.25%、市の負担は19.75%である。

介護保険関連事業として平成13年に導入され、他自治体でも実施されている事業である。

③ 事業実施方法

・配食

配食事業は、伊達市内の3業者に随意契約により委託して実施している。

・諸手続き

諸手続きは伊達市で実施し、手順は次のとおりである。

市民から利用申請書が提出されると、市ではこの内容について審査するとともに、実態調査表を作成し、要件を満たす場合には、利用決定し、利用者基本情報を登録する。

決定後に、利用者に対して事業利用決定通知書を送付するとともに、配食を実施する委託業者に、利用者情報を提供する。なお、3つの事業者のうち、どの事業者を選ぶかは利用者の希望による。

2) 対象

市内に在住するおおむね60歳以上のひとり暮らしの者及びこれに準ずる高齢者世帯等で、低栄養状態の恐れのあるもの。

(意見) 対象者は、伊達市「食」の自立支援事業実施要綱第3条に記載されているが、対象者がわかりにくく、記載を改めることが望まれる。次に改正案を示す。

現行：

この事業の対象者は、市内に在住する高齢者等で、低栄養状態の恐れのある等の理由により、次に掲げる者とする。

- (1) おおむね60歳以上のひとり暮らしのもの及びこれに準ずる高齢者世帯
- (2) その他、市長が特に必要と認めた世帯

改正案：

この事業の対象は、次に掲げる世帯に属する市内在住の者のうち、低栄養状態に陥るおそれのあるものとする。

- (1) おおむね60歳以上のひとり暮らしの世帯又は65歳以上の高齢者だけの世帯
- (2) その他、市長が特に必要と認めた世帯

3) 利用状況

① 推移

項目	単位	番号	H21	H22	H23	H24	H25
利用実人員	人	①	110	136	129	101	87
実施回数	回	②	7,872	9,629	10,346	7,832	6,412
事業費	円	③	4,760,574	5,803,844	6,237,239	4,727,128	3,874,315
単価	円	④=③÷②	605	603	603	604	604
利用者1人当たり	円	⑤=③÷①	43,278	42,675	48,351	46,803	44,532

このように、平成22-23年度をピークに、利用人員、実施回数は減少傾向にある。コンビニエンスストアの配食サービスなど、民間事業者のサービスが低廉で受けられることも要因と思われる。

② 平成25年度の状況

	健やか高齢者						一般高齢者					
	配食数	世帯数				合計	配食数	世帯数				
		独居高齢者	高齢者夫婦	その他の高齢者	障がい者・児等の世帯			独居高齢者	高齢者夫婦	その他の高齢者	障がい者・児等の世帯	合計
回数・世帯	5,405	49	14	13	1	77	1,007	6	2	1	1	10
金額	3,243,000					0	604,200					

4) 監査手続き

① 契約事務

3者に対し、単価を600円（H26～617円）と定めて随意契約により実施している。

委託業務には、週3回の配食のほか、安否確認を行い、必要によっては関係機関と情報交換等を行うことも含まれる。

(意見) 民間事業者が行う配食事業は、500円程度から実施されている。安否確認等が含まれるため、単価を600円（H26～617円）に固定しているが、当初から相当年数が経過しているので、積算内容につき、再検討することが望まれる。

なお、他の業者で、事業実施の意向がある者はいないとのことであるが、希望する業者が出てきた場合は、指名登録してもらった上で契約することであり、定額で特定の業者を対象として随意契約により事業を実施しているわけではなく、公平性は保たれている。

自治体の契約は、入札によることが原則であり、随意契約によるためには、相当の理由が求められる。当事業に記載されている随意契約による理由は、3業者のうち、社会福祉協議会については「上記事業を適切に運営できる実施団体は、配送・安否確認で有償ボランティアを組織している伊達市社会福祉協議会であることから」とされ、民間事業者1団体については、「上記事業を適切に運営できる実施団体は、委託業者等名簿に登録され事業実施の意向がある・・・」とされている。

(意見) 委託業者等名簿に記載されていることが安否確認及び関連機関との情報交換が行えるということとストレートには結びつかない。実際の業務は、差し障り無く実施されているとのことであり、問題は発生していないが、随意契約によることの理由は、より詳細に記載することが望まれる。

(意見) 利用実績を見ると3者のうち1者の実績はゼロである。次年度の契約にあたっては、利用者がいないけれども契約を希望する理由については、業者にヒアリングにより確かめ、随意契約の理由の欄に、一読して合理的と納得できる理由を記載する事が望まれる。

② 申請承認手続き

承認ファイルを閲覧し、所定の手続きが行われ、保管されていることを確認した。

市の作成する年間事業実績表から、3件を抽出し、利用申請書、利用誓約書が提出され、内容が妥当であり、実態調査表に反映され、利用者基本情報が作成されており、要綱の要件に当てはまることを確認した。

③ 利用者負担金

年間利用一覧の合計額と調定額が一致し、未納額がないことを確認した。

歳入と歳出の利用延件数が一致することを確認した。

5) 検討

① 事業の妥当性・利用状況

独居高齢者等の数1,128に比べ、利用者数87人は少ないが、買い物や調理が難しいため、低栄養状態になる可能性がある世帯に限定されることによると思われる。

事業の内容は、目的に沿っているが、低栄養状態になる可能性が高いという対象に対し、週3回の夕食を提供するという内容については、やや不整合を感じる。

利用者数が減少傾向にあり、民間サービスの充実により、当事業への需要が減少している可能性もある。市独自の事業ではないため、事業の内容の見直しは困難であるが、配食と、それに付随する安否確認についての役割を整理し、市の単独事業との間での役割分担を検討することも市の総合的な高齢者福祉政策の策定の中では必要と思われる。

② 負担水準等

市の支出単価600円（H26～617円）に対し、利用者が400円を負担する。

この制度は、週に3日の夕食を上限としており、自力での調理が難しい高齢者等世帯に対し、民間サービスに付加して安否確認を兼ねて自治体が補助する。差額217円が補助と考えられ、自己負担水準が不適當に低い、とも考えにくい水準であり妥当と思われる。

(4) 伊達市寝たきり高齢者等移送サービス事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

家庭内において移送することが困難な寝たきり高齢者及び重度身体障がい者に対して移動手段を提供することにより、在宅での日常生活の維持向上を図ることを目的とする。

② 財源・経緯

市の単独事業であるが、伊達市独自の事業ではなく、他自治体でも実施されている。

③ 事業実施方法

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会に委託して実施している。

2) 対象

市内に在住する概ね65歳以上の近隣との交流の少ないひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者で自力歩行が不可能又は極めて困難であると認められたもの。

ただし、家族の介護等によりタクシー等の移送手段が利用可能な者及び伊達市福祉タクシー助成事業による助成を受けている者を除く。

3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市事業費(円)	1,587,800	1,193,400	1,448,400	1,281,800	1,349,800
伊達市契約単価(円)	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
対象人数(人)	19	19	16	18	18
実施回数	467	351	426	377	397
1人当たり回数	24.6	18.5	26.6	20.9	22.1

平成25年度の利用状況は次のとおり。

月	年間	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
利用者数(人)	18	7	10	10	9	11	11	9	10	10	8	7	10
実施回数	397	38	50	43	48	39	28	26	30	20	28	21	26

このように、実際に利用している市民は、登録者数に比べて少なく、いざという時のために登録する者も多いと思われる。

4) 監査手続き

① 事業報告書閲覧

月次及び年次の事業報告書を閲覧し、事業の内容が報告されていることを確認した。

② 契約事務

当事業は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会に対して、継続して随意契約により委託されている。契約書を閲覧し、随意契約による理由が記載されていること、また理由が合理的であることを確認した。

5) 検討

① 事業の妥当性等

移動手段に欠ける市民に必要な事業と思われるが、利用者数は少ない。要介護度が高い高齢者等の多くは、施設入所するため、もともと利用者の少ない事業と思われる。

当事業は、介護度が高いが、施設に入所していない市民であり、かつ家族などの介助が期待できないなど、対象が限定されるため、そもそもの対象者は少ない事業と思われ、実際に利用する市民は20名に満たない。国の制度の隙間を埋める制度と判断して実施されている。

② 利用状況

利用者は18名と少数である。

③ 負担水準等

利用者の所得等にかかわらず、無料である（ただし、高速道路を利用した場合の通行料金は負担する。）。市は委託料を支払っているが、移送1回が3,400円という金額であり、ボランティアの仲介をしている状況に近い。

(5) 伊達市ひとり暮らし高齢者等訪問サービス事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

家庭を訪問し、安否確認をしながら日常生活の相談に応じる。

② 財源・経緯

市の単独事業であるが、伊達市独自の事業ではなく、他自治体でも実施されている。

③ 事業実施方法

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会に委託して実施している。

2) 対象

市内に在住する概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、近隣に身寄りのないもの又は他の人と接する機会の少ないと認められるもの。

3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市事業費(円)	381,150	250,250	174,350	264,000	179,300
伊達市契約単価(円)	550	550	550	550	550
対象人数	21	16	15	18	15
実施回数	693	455	317	480	326
1人当たり回数	33.0	28.4	21.1	26.7	21.7

4) 監査手続き

① 事業報告書閲覧

月次及び年次の事業報告書を閲覧し、事業の内容が報告されていることを確認した。

② 契約事務

当事業は、社会福祉法人に対して、継続して随意契約により委託されている。契約書を閲覧し、随意契約による理由が記載されていること、また理由が合理的であることを確認した。

5) 検討

① 事業の妥当性等

ひとり暮らしの高齢者等の孤立化を解消する事業として、訪問事業は有効であると思われるが、利用者数は少ない。

(意見) 民生委員の集計によると、ひとり暮らしで近隣に親戚などがいない高齢者は842名であり、このうち前記の緊急通報事業(有料)を利用している人数も150名程度、訪問サービスを利用している人も15名である。また、高齢者夫婦世帯で近隣に親戚などがいない世帯も323世帯である。広報が足りないのか、利用しにくい事業であるのかなど、事業の利用者が少ない理由について検討し、事業の実施方法や対象について、改善を図ることが望まれる。これにあたっては、他事業との統廃合が可能かについても、検討が望まれる。

また、現在の委託単価は、ボランティアベースの単価と思われ、多数が利用する場合には、利用単価も上げなければ、引受け手もないと推測できる。

② 利用状況

利用者は15名と少数である。

③ 負担水準等

利用者の所得等にかかわらず、無料である。市は委託料を支払っているが、1回550円(H26～560円)という金額であり、ボランティアの仲介をしている状況に近い。

(6) 伊達市ひとり暮らし高齢者等電話サービス事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

ひとり暮らし高齢者等に対し、電話サービスを行うことにより、安否の確認と孤立感の解消に努め、共に生きる温かい地域づくりを図り、福祉の向上に寄与することを目的とする。

② 財源・経緯

市の単独事業であるが、伊達市独自の事業ではなく、他自治体でも実施されている。

③ 事業実施方法

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会に委託して実施している。

2) 対象

市内に在住する概ね65歳以上の近隣との交流の少ないひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等

3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市事業費(円)	59,500	40,700	20,000	2,200	3,000
伊達市契約単価(円)	100	100	100	100	100
対象人数	11	12	3	1	1
実施回数	595	407	200	22	30
1人当り回数	54.1	33.9	66.7	22.0	30.0

年度により、1人当たりの回数は大きく異なる。利用度合いには、個人差があると思われる。

利用者1名が平成26年度途中で施設に入所したため、26年度後半からの利用はゼロになっている。

4) 監査手続き

① 事業報告書閲覧

月次及び年次の事業報告書を閲覧し、事業の内容が報告されていることを確認した。

② 契約事務

当事業は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会に対して、継続して随意契約により委託されている。契約書を閲覧し、随意契約による理由が記載されていること、また理由が合理的であることを確認した。

5) 検討

① 事業の妥当性等

電話サービス事業はひとり暮らしの高齢者等の孤立化を解消する事業として、有効であると思われるが、実際の利用者数は少ない。

(意見) 民生委員の集計によると、ひとり暮らしで近隣に親戚などがいない高齢者は842名であり、このうち前記の緊急通報事業(有料)を利用している人数も150名程度、訪問サービスを利用している人数も15名である。他事業に比べても利用者が極めて少なく、広報が足りないのか、利用しにくい事業であるのかなど、事業の利用者が少ない理由について検討し、事業の実施方法や対象について、改善を図るか、他事業との統廃合、事業の廃止も検討することが望まれる。

また、現在の委託単価100円(H26~102円)は、ボランティアベースの単価と思われ、多数が利用する場合には、利用単価も上げなければ、引き受け手もないと推測できる。

② 利用状況

利用者は1名と少数である。平成26年度後半はゼロである。

③ 負担水準等

利用者の所得等にかかわらず、無料である。市は委託料を支払っているが、1件100円(H26~102円)という金額であり、ボランティアの仲介をしている状況に近い。

(7) 救急医療情報キット(安心キット)配付事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

ひとり暮らし高齢者等に対し、かかりつけ医療機関、持病等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを配付することにより、市民の安全と安心の確保を図るこ

とを目的とする。



② 財源・経緯

平成22年度から実施されている。市の単独事業であるが、伊達市独自の事業ではなく、他自治体でも実施されている。

③ 事業実施方法

かかりつけ医療機関、持病等、救急時に必要な情報を記載したものを保管容器(筒)に入れ、冷蔵庫に保管するとともに、当キットがあることを示すシールを玄関にも貼付する。救急車が呼ばれたときに、本人との意思疎通ができない場合などに、必要な情報を確実に入手できるためのキットである。冷蔵庫に保管するが、薬などが入っているわけではなく、保管場所としてどこの家庭にもあり、置き場所がわかりやすいという理由で指定されている。ただし、利用者が持病の薬などを入れておくことを妨げるものではない。

利用希望者からの申請書に基づき、市では申請内容から配付対象として適しているかを検討し、適していると判断した場合、名簿を作成する。キットの配付は窓口配付又は民生委員等が行い、受け取った後の記入・保管・シール貼付は利用者が行う。数が多いこともあり、市はこれらが確実に実施されたことまでは確認しない。

市は、救急業務を行う消防署にも利用者名簿を配付している。

市は、名簿に基づき、利用者には、毎年更新用の記入表を配付しているが、これも実際に入れ替えたかどうかまでは確認しない。

2) 対象

65歳以上のひとり暮らし、あるいは健康上不安を抱えている市民など。

3) 利用状況

平成25年度までの累計は次のとおり。(死亡者等を除く)

	世帯	人数
伊達地区	918	1,006
大滝区	40	47
合計	958	1,053

25年度の配付数は、95世帯111人である。

4) 監査手続き

① 申請

平成25年度「救急医療情報キット配付申請書」を閲覧したところ、申請者が本人であるケースもあるが、民生委員がまとめて記入していると思われるものもある。

② 契約

キットは、東京都の(株)傍楽に随意契約により発注されている。全国への納入実績があり、他に同種の製品を販売しているところが無いとのことであり、随意契約の理由としては妥当である。600セットで186,000円(消費税抜き)と、単価は310円であり、高価なものではない。

③ キットの管理

キットは、残りが少なくなると発注する。平成25年度の発注は0回である。

5) 検討

① 事業の妥当性等

救急時に対応した事業であり、市が実施することにも合理性がある。

しかし、外出時に倒れたような場合には対応できず、また、正しい情報が記載され、必要に応じて更新されているかを確認することは困難である。このため、更新されていないと、現在の健康状況が反映されていない情報に基づき、却って不正確な情報で対応される可能性もある。

(意見) 配付先につき、情報の更新が充分に行われるような施策をとることが望まれる。例えば、かかりつけ医に確認してもらうなどの方法が考えられる。

この点、医療情報を内包した個人カード携帯事業などの方が確実である。ただし、この個人医療情報カード携帯事業は、高齢者に限定せず市民すべてを対象として実施されている。

② 利用状況

数の上では、高齢であり、近くに親戚等もいない世帯数約1,100に比べると、普及率は高い。民生委員が必要と考える高齢者等には配付しているものと思われる。

③ 負担水準等

利用者の負担額はゼロであるが、キットの単価も高いものではなく、救急業務の効率化にもつながり、効果に対しては妥当と思われる。

(8) 介護予防地域住民等支援グループ活動事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

高齢者が住み慣れた地域で、健やかで生き生きと生活できるように、地域の支援グループが行う介護予防に資する事業等に支援することにより、高齢者の閉じこもりや要介護及び要支援状態への移行を防止する。

② 財源・経緯

介護予防を目的とし、高齢者を対象に介護予防活動を実施してもらうため、介護予防活動を支援するグループに事業を委託している。介護保険の任意事業であり、保険料のほか、国・道も負担する事業である。平成17年度から実施されている。

③ 事業実施方法

地域住民支援グループに委託することにより実施しているが、高齢者団体の世話人を地域住民支援グループとしており、団体活動に補助していることとほぼ同義になっている団体が多い。

支援事業の内容(団体活動内容)を大きく3種に区分して、経費を定めている。その3種の内訳は、主に文化あるいはスポーツ活動を行う団体(8団体)、ふれあい事業(2団体)、介護予防事業(1団体)である。

2) 対象

事業を適切に、継続的に実施することができると認められる団体で、一定の要件を満たすもの。

3) 利用状況

① 推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25
歳出(千円)	1,515	1,761	1,727	1,847	1,959
利用団体数	8	10	10	10	11
利用実人数(人)	639	707	614	618	655
1人当たり金額(円)	2,371	2,491	2,813	2,989	2,990

② 平成25年度

利用実人数は655名である。伊達市高齢者数11,643人から、要介護認定を受けている人数1,566人を引いた人数10,077人に対して6.5%である。

クラブ	支援グループ	うち支援対象外	利用実人数	開催回数	利用のべ人数	1回等当たり参加者数	1人当たり年額	参加1回当たり金額
1	14	14	32	50	1,233	25	5,571	145
2	5		25	243	305	1	6,240	511
3	8		13	16	176	11	6,555	484
4	10		57	48	1,616	34	2,993	106
5	8		38	23	436	19	4,105	358
6	7	5	25	30	394	13	6,240	396
7	8	2	34	24	486	20	5,173	362
8	11		51	16	415	26	2,291	282
9	13	12	63	12	505	42	7,238	903
10	12		58	3	172	57	1,720	580
11	15	15	259	7	282	40	803	738
合計			655	472	6,020	13	2,990	325

クラブ	主な活動	類型	上限額	返金額	支給額	うち活動費
単位	-	-	円	円	円	円
1	レクリエーション・カルチャー	生きがいつくり	180,000	△ 1,741	178,259	60,000
2	講演・レクリエーション	生きがいつくり	156,000	0	156,000	60,000
3	交流	生きがいつくり	110,600	△ 52,789	85,211	40,000
4	体力づくり・認知症予防講座	生きがいつくり	180,000	△ 9,379	170,621	60,000
5	交流・各種	生きがいつくり	156,000	0	156,000	60,000
6	カルチャー	生きがいつくり	156,000	0	156,000	60,000
7	各種	生きがいつくり	176,000	△ 121	175,879	60,000
8	健康体操・認知症予防講座	生きがいつくり	139,300	△ 22,438	116,862	35,000
9	体操他	ふれあい	456,000	0	456,000	96,000
10	交流他	ふれあい	106,500	△ 6,749	99,751	24,000
11	レクリエーション・健康チェック	介護予防	245,000	△ 36,905	208,095	28,400
合計			2,061,400	△ 130,122	1,958,678	583,400

(指摘事項) 11番は利用者名簿が添付されていないが、これは制度の趣旨に沿った集会を不特定に対して実施しているためであると思われる。しかし、委託事業が実施されたことを客観的に示すために、それぞれの集会ごとの利用者名簿等は添付されることが適当である。

また、11団体には、開始した団体と委託事業として実施することを廃止した団体がそれぞれ1団体ずつ含まれている。

4) 監査手続き

① 契約

支援グループに対して随意契約により委託する形式で事業を実施している。委託契約になじむか疑問であるが、契約事務自体は、法令等に沿って行われている。

② 活動報告

活動報告が入手され、その内容が確認され、それに基づいて委託料が支払われていることを確認した。

前に記したように、支援グループが高齢者を対象として支援活動をしている団体もあるが、高齢者団体の世話人が支援グループとされているグループが多いことが現状であり、委託費も事業費については精算される補助金的な委託事業になっている。

このような団体では、収支報告は、高齢者団体の活動にかかる収支が記載されている。

(指摘事項) 中には、委託費の内訳に合わせて活動の一部支出を記載している団体もあると思われる。例えば、参加料を徴収するとしている場合でも、収支には市からの委託料しか計上されておらず、不相当と思われる。

(意見) 事業費の内容は、事業活動に沿ったものであり、記録に基づき作成されている。また、事業費が上限額に満たない場合には精算返金されており、本来目的の活動以外には使用されていないと思われるが、委託事業に関する全体の収支を示し、そのうち当委託に関する収支を区分する方法によることが望まれる。

また、支出のうち「支援グループの活動費」は要綱に定められた定額で、支援団体の預金から引き出されるかあるいは現金で領収書もなく支出されている。委託事業であるため、低額の事務費を認め、事務の簡略化を図っているものであるが、補助金的な性格の委託であることから、本来は支援グループ活動費の支出内訳も記載すべきである。

ただ、一番多額な団体でも年額が96,000円と少額であることを考えると、現状でも可と思われる。

5) 検討

① 事業の妥当性・負担水準等

高齢者の交流団体に対する活動補助が実態である団体が多く、支援グループが独立している場合は委託により、それ以外は補助によることが妥当と思われる。しかし、実際には、高齢者の団体に対し、補助金の申請や結果報告を求めることは困難であり、介護予防活動を広範に実施してもらうためには今の方法が妥当とのことである。

趣味の活動のサークルであっても、会の始めに運動をするなど、委託の本来目的である介護予防の事業を実施していることは確認されている。

利用者あたりの金額は多額ではないが、趣味の集まりの活動部分に委託の形で補助金を出しているという側面があることも否定できない。

(意見) 高齢者団体活動には参加していない高齢者も、広く対象とする事業実施方法をとる事が望まれる。

② 利用状況

高齢者全体から見た利用者水準は低い。現在は、高齢者だけが参加する活動を前提としている事業であるため、対象が限定されることも要因と思われる。

そもそも介護予防を広く考えると、多世代との交流がより望ましい。当事業の実施要綱には、高齢者を対象に活動している支援グループを対象としているが、多世代で構成される各種の団体に、高齢者に対しては介護支援を別途実施することも可能な制度設計について、検討が望まれる。

(9) はつらつ交流事業

1) 事業の概要

① 目的・概要等

高齢者の福祉について関心と理解を深め、永年に亘る労をねぎらうことを目的として開催される敬老会に対して必要な経費を補助する。

② 財源・経緯

現在の形では、平成17年度から実施されている。市の一般財源から支出される。

③ 事業実施方法

市内の連合自治会が主催する敬老会等の運営に必要な経費を補助する。

単位クラブの対象人数に対し、1人当たり1,000円と消費税等を補助し、実施結果につき報告を受ける。

2) 対象

75歳以上の自治会に加入している市民

3) 利用状況

平成21年度からの交付状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
歳出(千円)	5,398	5,534	5,673	5,729	6,153
登録者数(人)	4,907	5,031	5,157	5,208	5,860

市では、平成26年度の伊達地区での開催状況をまとめている。それを合計すると、次のようになる。

項目	総数	記念品等 配付補助 対象	記念品等 配付人員	対象比率 (%)	敬老会実 施	参加対象	対象比率 (%)	敬老会参 加	参加率 (%)	不参加者 記念品配 付
	①	②	③	④=③÷ ②	⑤	⑥	⑦=⑥÷ ⑤	⑧	⑨=⑧÷ ⑥	⑩
人数(人)	5,860	2,095	1,963	93.7	3,765	3,560	94.6	1,160	30.8	2,377
クラブ数	51	23	23		28	-	-	-	-	-

補助金は、75歳以上の人員数に対して支給されるが、事業の実施対象年齢は自治会ごとに決められており、市の補助対象人数よりは少なくなる。

4) 監査手続き

① 報告書閲覧

市は、各自治体に対し、事業実施報告の提出を求めている。報告書ファイルと交流事業開催状況一覧とを照合したところ、合計または単位自治体ごとの明細が一致していた(収支報告書がファイルされていなかった山下地区を除く。)

領収書までは提出させていないが、保管するように指示し、適時監査しているとのことである。

(指摘事項) 敬老会によっては、各部の内訳が一致しないところ、修正液で直しているところなどがあり、不適當である。

自己負担額も含めて実施されている事業であり、どの程度の書類整備を求めべきかという問題はあるが、事業報告及び収支報告の簡易な様式を定め、同じ様式で提出を求めることも考えられる。しかし、実際には敬老会の開催につき、全ての自治会が積極的に行っているわけでもない。補助金の執行に関し、本来求められる管理を厳格に求めることも難しい現況にあり、実施方法自体の検討が必要であると思われる。

(意見) 敬老会について、実施するか否かを含め、各自治会の判断にゆだね、実施する場合には交付金等により対応するなどの再検討が望まれる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

敬老会を実施するか記念品の配付だけを行うか、また、敬老会の対象や実施方法については、自治会の自主的な対応を求めている。

② 利用状況

前表に示したように、敬老会の参加率は自治体によってまちまちであるが、総じて低い。また、記念品配付事業だけを行う自治会数も多い。

補助金の算出にあたっては75歳以上の高齢者数を計算根拠にしているが、事業対象とする年齢を70歳以上とするなど、より低年齢に設定している自治会がある。

③ 負担水準等

高齢者の直接の自己負担を求める制度ではない。自治会により、補助金の範囲内で記念品を配付したり、自治会費を足して敬老会を実施したり、事業の実施形態により、さまざまである。

(10) 長寿祝金支給事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

高齢者の誕生日に長生きを祝い、祝金を持参する。

② 財源・経緯

市の単独事業であるが、伊達市独自の事業ではなく、他自治体でも実施されている。

伊達市では、88歳、99歳、100歳を対象としていたが、平成26年度から100歳だけを対象とし、祝金の金額も従来の10万円から3万円に減額して実施している。

年度	～H25	H26～
100歳	100,000	30,000
99歳	10,000	対象外
88歳	10,000	対象外

③ 事業実施方法

住民台帳から対象者名簿を作成し、誕生日に祝金と祝状を贈る。

2) 対象

伊達市に住所のある対象年齢の市民

3) 利用状況

給付の推移は次のとおりであるが、平成26年度からは激減する。

年度	人数(人)					歳出額(千円)				
	H21	H22	H23	H24	H25	H21	H22	H23	H24	H25
100歳	12	10	12	10	13	1,200	1,000	1,200	1,000	1,300
99歳	16	15	16	19	22	160	150	160	190	220
88歳	137	169	167	213	191	1,370	1,690	1,670	2,130	1,910
合計	165	194	195	242	226	2,730	2,840	3,030	3,320	3,430

4) 監査手続き

平成25年度の支給明細を入手し、2-3月を抽出し、名簿及び支出伺いと照合した。

5) 検討

① 事業の妥当性等

100歳の長寿を市から祝うことについて及び祝金が3万円という水準について、また市長が直接祝うことについても、社会常識の範囲内であると思われる。

市税や水道料金を滞納しているような善良ではない市民が対象となったとして、市費で祝金を出すことについてはやや抵抗を感じるが、市では、そのような調査はせずに祝金を支払っている。100歳という年齢だけに3万円を贈る事業であり、これについても、社会通念の範囲内と思われる。

(11) 認知症サポーター養成事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

認知症の人が、その人らしく安心して暮らしていくための地域づくりを目的とし、地域住民に認知症についての正しい知識を普及・啓発し、地域でのサポーター活動を進めていくために、サポーター養成講座を実施する。

② 財源・経緯

「認知症を知り地域をつくる10カ年」構想の一環として全国で行われている事業であり、市の負担は支出額の19.75%であるほか、配付物には無償のものもある。

③ 事業実施方法

認知症サポーター講座を行える「キャラバン・メイト」のボランティア活動により実施されている。講座は、市で計画実施する場合もあれば、キャラバン・メイトが自主的に実施することもある。教材及び受講修了者に配付する「オレンジリング」は、市が全国団体である地域ケア政策ネットワークに発注し、講座を実施するキャラバン・メイトの要請に従って在庫している。

教材は有料であるが、受講者からは教材費や受講料等は徴収しない。キャラバン・メイトによっては、使用しない人もいるとのことである。

オレンジリングは、市も対価を払わず供給を受ける。

2) 対象

伊達市民全般であるが、講演は自治会等の住民団体、企業・職域団体、学校関係者などを対象と想定している。

3) 利用状況

キャラバン・メイト登録者数は、平成25年度末累計で62名である。

養成講座実施回数及び受講者数の推移は次のとおりである。

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	合計
養成講座開催回数	1	12	19	4	11	11	4	5	67
参加人数(人)	42	529	640	113	324	287	126	224	2,285

4) 監査手続

① 講座実施

平成25年度の講座実施一覧表(5講座)から、市で実施する2講座について、受講者名簿などが整理されていることを確認した。また、アンケート結果から、講座自体が目的に沿って実施されていることを確認した。

② 教材等管理

発注品について、講演開催記録とともに数量が記載され、管理されていることを確認した。

(意見) これらは随時現物と照合されているが、年度末には、カウントを行ったうえで、照合印を押印するなどにより、照合を行った証跡を残すことが望まれる。また、教材は、3種類の合計数量で記載されているが、種類ごとに数を記録することが望ましい。

5) 検討

① 事業の妥当性等

地域での見守り政策に合致し、アンケート結果も好評である。

なお、講座受講者に配付するシリコン製のオレンジリングは、認知症の人を支援する意思を示す目印とするものとして配付しているが、受講者でも実際に携帯している割合はかなり低いと思われる。例えば、伊達市役所でも、職員は原則として全員この研修を受けているが、オレンジリングを携帯している職員はまれである。職員については、窓口対応をする可能性のある職員は携帯することを原則とする事が望まれる。

また、受講者に対して、希望者のみ配付し、その代りに後日受講を証明するもの(例えば資料など。)を持参することにより、交付することとする、などの検討も望まれる。

② 利用状況

講座受講者の累計は2,200名にのぼっているが、それでも、市民数約36,000人の6.3%である。認知症の人が安心して暮らせる地域づくりという目的からは、より多数の受講が想定されていると思われるが、サポーターには認知症市民が失踪した場合の捜索なども依頼することなどから、市では特にサポーター数の目標などは設定していない。

③ 負担水準等

受講料は無料であるが、そもそも有料で実施する性格のものではない。

(12) 家族介護用品支給事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

在宅で寝たきりや認知症の高齢者を介護する生活保護または住民税非課税世帯の家族に対し、介護に必要な用品を支給し、福祉の向上を図る。

② 財源・経緯

介護保険の任意事業であり、保険料のほか、国・道も負担する事業である。平成17年度から実施されている。

③ 事業の概要及び実施方法

月額6,250円（H26～6,400円）を上限として、紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプーを対象として支給する。

新しく要介護4又は5になった施設に入所していない市民で要件を充たす者について、制度の案内を送付し、申請に基づき支給決定する。

年度ごとに資格審査をし、支給対象者には、指定業者で使用できる利用券を1年分交付する。新規申請者には、決定月から年度末まで使用できる利用券を送付する。

指定業者から支給対象者が購入する都度、利用券に購入品目と金額を記入する。月額上限を超えるまでは、支給対象者は店舗で支払いをせずに購入できる。

指定業者は、記入後の利用券を市に提出する。市は、内容を確認し、利用額から上限までの額を指定業者に支払う。

2) 対象

要介護4又は5に認定されたおおむね65歳以上の在宅高齢者と同居する介護者であり、在宅高齢者及びその介護者が生活保護世帯または住民税非課税世帯のもの。

3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

項目	H21	H22	H23	H24	H25
利用実人員(人)	13	20	14	16	10
事業費(円)	701,503	841,232	664,245	766,063	578,438

4) 監査手続き

① 利用券の送付

利用券は、送付時に品目や連番と使用月などを市役所で印刷して送付する。郵送のため、受け取り等は入手しない。このため、対象世帯が短期入院して不要である場合など、利用券を他の者が使用することもできる。

しかし、指定業者は2店舗であり、利用者も10人程度であり、店舗も個別に認識しているため、店舗と利用者が共謀しなければ利用券を他者に流用することは難しい。

② 廃止

年度途中で死亡した場合は、市民課からの情報で把握する。利用券には、使用月も記載されているため、死亡月以降の使用はできない。

ただし、途中で施設に入所したり、入院した場合に、その間、本来は支給対象外であるが、市では把握できない。

③ 支給

市は指定業者から1か月分の利用券を回収し、利用額あるいは月次上限額の合計額を支払う。

平成26年3月を抽出し、回収した利用券と一覧管理簿、支払額を照合したところ、一致していた。また個別の利用券も、規定の品目が記載されており、合計額が計算されていた。

この方法によると、支給対象者が上限まで使用しない場合、指定業者が書き加えることにより、実際には給付していない指定品の給付費を搾取することができる。

実際に介護している場合には、利用上限以上に使用するため、そのような心配はないとのことであるが、実際の利用状況を見ると、利用上限に満たないものも散見される。

市は、指定業者は、不正な取引が発覚した場合の弊害を考えるので、金額と比較すると不正の発生するリスクは少ないと判断している。

5) 検討

① 事業の妥当性等

事業の目的に沿っている。事業の実施方法には工夫の余地もあるように思われるが、利用者が10名程度と少ないことを考えると、複雑な統制手続きを導入するまでもなく、現在の方法でも妥当の範囲内と思われる。とはいえ、不正が発生する余地を残した行政事務を継続することにも問題がないとは言えない。

これらは、現物支給によることで解決できる面もある。適用要件の生活保護世帯はケースワーカーが訪問時に持参するなど、他の方法をとることを検討することが望まれる。

② 利用状況

対象者が要介護4と5であり、通常は施設等に入所することが多いこと、また所得要件があることから限定されるため、利用者は少ない。

③ 負担水準

上限を設けて介護用品を支給する事業であり、上限額の設定の問題である。

(13) 伊達市家族介護教室事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

在宅で高齢者等を介護している家族等に対し、介護教室を開催することによって、介護の方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得することを目的とする。

② 財源・経緯

市の単独事業であるが、伊達市独自の事業ではなく、他自治体でも実施されている。

③ 事業実施方法

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会への委託により実施している。

2) 対象

伊達市民であり、高齢者等を現に介護している家族や援助者等とする。

3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおりである。

平成21年度は、延べ参加者を記載しているものと思われるが、教室の実施方法や定員も、実技を取り入れ、回数を増やしていった平成22年度以降とは異なるものと推測される。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
参加人数(人)	154	43	32	37	33
開催回数	2	3	3	5	5
1人当たり事業費(円)	649	2,326	3,125	2,703	3,030

平成25年度は、5回の講座を開催し、3回目は支援用具の使い方講座にあわせて、福祉機器展を開催している。参加状況は次のとおりである。

講座	1回	2回	3回	福祉機器展	4回	5回	合計
参加者数(人)	12	11	13	16	11	8	71
うちその回だけ参加者の数(人)	3	3	0	3	3	1	13

※3回と福祉機器展は同日に開催されており、3回と福祉機器展だけに参加した人数は10名である。

参加回数別の人数は次のとおりである。

参加回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	合計
人数	13	10	4	5	0	1	33
3回と福祉機器展を1回とカウント	23	0	6	3	1	-	33

このように、3回目の支援用具体験と福祉機器展だけに参加した参加者が多いが、これを除くと、概ね10人前後が参加している。

4) 監査手続き

① 事業報告書閲覧

事業報告書を閲覧し、事業が実施され、報告されていることを確認した。

(意見) テキストを閲覧すると、それぞれの回に協力会社が記載されている。介護用具の使い方を含めて実技を行う講義のため、それぞれの用品を扱う業者に協力を求めているものと思われるが、業者の販売促進の色が強くなるよう、同種の製品を扱う他業者も紹介するなど、事業の実施にあたっては注意が必要である。

また、受託者は参加アンケートを実施している。これを見ると、総じて好評であり、事業の成果は出ているものと思われる。

② 契約事務

当事業は、社会福祉法人に対して、継続して随意契約により委託されている。契約書を閲覧し、随意契約による理由が記載されていること、また理由が合理的であることを確認した。

また、前述のように、利用者アンケートの結果は好評であり、適切に実施されているものと思われる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

自宅介護を行う家族のリフレッシュという目的に沿った事業である。

② 利用状況

参加者は平均11名と少数であるが、実技を伴うことから、もともとの定員も20名と少数に限定している。また、家庭で要介護者を抱える家族は外出しにくいことから、実際に家族介護を実施している人数(対象人数)に対し、参加できる人数が少ないものと思われる。

(指摘事項) 参加者アンケートを見ると、回答者延べ46名のうち、実際に介護していない参加者が22名と半数を占めており、事業要綱には「高齢者等を現に介護している家族や援助者等」とされていることから、要綱の規定には違反している。

(意見) 事業の目的を広い意味でとらえると、介護に関する知識を市民全体が持つことは有意義であり、逆に、現に介護する者に限定する必要性も見出しにくい。要綱の変更を検討することが望まれる。

とはいえ、介護にあたり、外出が困難なことから参加が難しい市民こそ、当事業の本来の対象であり、広報による参加呼びかけのほか、通信と実技を組み合わせるなど、事業の内容や実施方法等についての検討も望まれる。

③ 負担水準等

参加費は無料(ただし教材費は自己負担)であり、負担水準は低い。

しかし、事業の目的からすると、参加者による実費負担を求める性質のものではない。

(14) 伊達市家族介護者交流（元気回復）事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

高齢者を介護している家族を介護から一時的に開放し、介護者相互の交流を図り、心身の元気回復を図ることを目的とし、日帰り旅行等を実施する。

② 財源・経緯

介護保険の任意事業であり、保険料のほか、国・道も負担する事業である。平成17年度から実施されている。

③ 事業実施方法

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会に委託して実施している。

バスによる日帰り旅行を実施しており、参加費500円を徴収する。

社会福祉法人の職員が旅行に随行している。

2) 対象

要介護1以上の高齢者と同居し、介護している家族等。

3) 利用状況

平成21年度からの利用状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
伊達市歳出(円)	110,000	130,000	101,800	103,800	116,000
参加人数(人)	11	13	14	15	15
1人あたり金額(円)	10,000	10,000	7,271	6,920	7,733

(市民福祉の概要より。平成25年度は事業報告より。)

4) 監査手続き

① 事業報告書閲覧

収支報告書と市の歳出額とは一致する。

収入		支出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
市委託料	116,000	バス借上料	63,000
社会福祉法人負担	2,421	食事代	33,330
参加費★	7,500	チーズ作り体験料	14,400
★1人あたり500円		旅行保険料	2,400
		随行職員日当	2,400
		諸経費	10,391
合計	125,921	合計	125,921

事業報告によると、参加者15名のうち10名が、過去に当事業に参加した市民であり、効果はリフレッシュ以外に、参加者の共感や情報交換も重要とされている。また、潜在的な対象者への周知(参加よびかけ)が今後の課題とされている。

(意見) 参加者へのアンケートを実施することについても検討が望まれる。

② 契約事務

当事業は、社会福祉法人に対して、継続して随意契約により委託されている。契約書を閲覧し、随意契約による理由が記載されていること、また理由が合理的であることを確認した。

事業の実態を見ると、委託料は、参加人数により上限を定めているため、不足する場合には受託者が補てんしている。随行者の人件費も社会福祉法人が負担していることを考えると、ボランティア的委託業務といえる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

自宅介護を行う家族のリフレッシュという目的に沿った事業である。

② 利用状況

参加者は15名と少数である。そもそも、家庭で要介護者を抱える家族が外出しにくいことから実施する事業であり、対象者人数に対し、参加可能人数も少ないと思われる。このような参加が難しい市民こそ、当事業の本来の対象であり、共感や情報交換も必要と思われ、周知により参加者増加を図るほか、事業の実施回数・曜日・内容などの検討や、ヘルパー派遣とセットにするなど、実施方法等の検討も望まれる。

③ 負担水準等

参加費は500円であり、1人あたり事業費約8,400円に比べ、負担水準は低い。

しかし、事業の目的からすると、参加者による実費負担を求める性質のものではない。

(15) 老人クラブ運営補助金

1) 事業の概要

① 目的・概要

老人クラブの運営の活発化を目的とし、老人クラブの会員数に応じた一定額を補助する。

② 財源・経緯

国・道の補助事業であり、他自治体でも実施されている。

③ 事業実施方法

市内の老人クラブに対し、会員数に応じた基本額と活動加算金2万円を、連合会を通じて補助する。また、連合会に対しては年額50万円を補助している。

2) 対象

市内の老人クラブで構成される連合会

3) 利用状況

平成21年度からの交付状況は次のとおり。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
歳出(千円)	3,184	2,998	3,060	2,923	2,899
対象クラブ数	32	32	32	31	31
クラブ所属人数(人)	1,929	1,862	1,852	1,760	1,732
1人当たり金額(円)	1,650	1,610	1,652	1,661	1,674
うち単位クラブ分(千円)	2,684	2,498	2,560	2,423	2,399

クラブ数も減少しているが、クラブ所属人数も減少している。

4) 監査手続き

① 収支報告書閲覧

市が保管している老人クラブ連合会の年次総会資料を閲覧した。収支報告書に記載されている補助収入額と一致していることを確認した。

収入		支出	
項目	金額(円)	項目	金額(円)
会費	433,400	会議費	19,380
市補助金★	2,899,600	事務費	140,724
寄付金	100,000	事業費	2,920,927
その他 前期繰越金	7,098 99,748	慶弔及び顕彰費	66,977
		負担金	172,600
		積立金	120,000
		予備費	5,000
次期繰越金	94,238		
合計	3,539,846	合計	3,539,846

★このうち、2,399,600円は同額が事業費に計上される単位クラブ補助金である。

老人クラブ連合会は、各クラブから433千円の会費を徴収し、市の補助金2,399千円を各クラブに配分する。各クラブから見ると、連合会に少額の会費を払うことで、市からの補助金を受けることができる形になっているが、収支の性格が異なるため、この点については特に問題はない。

老人クラブに目的に沿った活動実態があれば、補助金の支出は妥当と考えられるが、市は各老人クラブの実態を把握しておらず、また、登録会員数の確認と、さらには実際に活動する人数の実態も把握していない。

例えば、申請された会員数が51名とされているところ、登録会員数は実は48名であれば、補助額が15千円過大となる。さらに制度の趣旨を考えれば、登録会員数が51名であるところ、実際に活動する会員が40名しかいなければ、これも補助額が過大と考えるべきかもしれない。しかしながら、これによる補助金額の差異は少額であり、また実際に活動する人数の定義も難しく、補助金額の検証のために活動実態を調べることには経済的合理性は見出しにくい。

とはいえ、会員数に応じて助成する制度であることから、会員数の把握は必要と思われる。市では、名簿等を取り寄せて調査を行ったとのことであるが、事務手数が多大であり、調査の効果とのバランスを考えると、毎年厳密な調査を実施することも合理的ではない。

(意見) 老人クラブ連合会が保管する資料を閲覧して会費収入と会員数の整合性を検討したり、各種イベントへの参加状況を確認するなどの方法により、各クラブに所属する会員数が妥当であるか否かについて検討することが望まれる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

一般的に、自治体は老人クラブの活動に対する補助を行っている。

高齢者数は増えているが、趣味や娯楽が多様化していることもあり、老人クラブに新規に入会する高齢者は減少している。

出雲市では、「老人クラブ青年部」を作ったところ、参加人数が大きく増えたということである。老人クラブ自体の活性化か、ニーズの変化に合わせた他の施策を検討することが望まれる。

② 利用状況

老人クラブ所属人数自体が1,700名強と、高齢者数11千人強に対して少ない。さらに、所属人数が全て老人クラブの活動に参加しているのか、市は把握できる状況にない。

高齢者数は増加しているが、一般的に、個人志向が高まっていることや、新たに高齢者になる層の趣味等が多様化し、老人クラブの従来 of 活動内容と一致しなくなっていることなどから、老人クラブ活動に参加する高齢者の割合は低下している。

(意見) 老人クラブが本来の目的に沿って活発に活動することは市の高齢者政策に合致することから、活動報告等により老人クラブの実態を把握し、活性化について検討することが望まれる。

③ 負担水準等

老人クラブの収支は、老人クラブ連合会は把握していると思われるが、市は直接入手

していない。単位老人クラブに対する補助金は最高でも年額46,800円であり、それぞれが活動するのであれば、自己負担分を足して活動していると思われる。

(16) 介護サービス利用者負担軽減事業

1) 事業の概要

① 目的・概要

介護保険制度の円滑な施行に資することを目的とし、低所得者層の介護サービス自己負担部分の一部を補助する。

② 財源・経緯

道の補助事業であり、道の要綱に沿って実施している。

軽減額の半額は、施設が負担し、所定の計算式により算出された額を伊達市が負担する。伊達市負担分の75%は、道から伊達市に支払われる。

③ 事業実施方法

申請－補助を希望する伊達市の被保険者は、入所する施設を通じて所定の申請書を市役所に提出する。

継続の場合も、年度当初に申請書を提出する。

課税所得は、市でも確認できるが、非課税の年金などもあるため、通帳のコピーを提出させ、所得を確認している。また、預金額が多額であっても対象外になるので、全ての預金通帳のコピーを提出するよう求めている。

審査－これに基づき、要件を確認し、合致すれば決定し、通知を行う。

給付－補助対象者が施設を利用すると、施設から利用実績が提出される。利用実績に応じて、施設に軽減額の半額を支払う。

報告－伊達市は、年間実績を道に報告し、道は内容を確認後、負担額を伊達市に支払う。

2) 対象

特定の施設に入所し、介護サービスを受ける伊達市の被保険者で、生計困難なもの。

3) 利用状況

① 推移

平成21年度からの利用状況は次のとおりである。

年度	H21	H22	H23	H24	H25
歳出（千円）	1,895	1,768	1,650	1,530	1,721
対象者数（人）	89	90	82	66	59
1人当たり金額（円）	21,292	19,644	20,121	23,181	29,169

② 平成25年度

平成25年度の申請者と承認人数は次のとおりである。

対象人員	申請	不承認	承認
入所者（人）	60	8	52
在宅者（人）	16	5	11
合計（人）	76	13	63

伊達市3月支給対象人数（人）	補助額（円）
48	1,721,000

利用者負担額（円）	軽減額（円）	助成所要額（円）	うち伊達市（円）
265,424,100	15,930,101	6,643,555	1,721,398

4) 監査手続き

① 施設からの報告書

8施設から提出された補助金申請書を閲覧し、補助額が規程に沿って計算されていることを確認した。

また、月次での報告書と一致していることを、1施設を選定して確認した。

② 北海道への報告

北海道に提出する軽減公費助成額算定表が、前記金額と端数を除き一致することを確認した。

また、伊達市で金額をチェックした照合証跡があることを確認した。

③ 申請・決定

前記報告書から、10件を抽出し、申請書に所定の必要書類が添えられていること、市が要件に合致するかを確認した上で決定していることを確認した。

このうち、1件については、継続申請につき、所得要件を充たさなくなったことから承認していない。当制度は、昨年度の所得によって決定されることもあり、6月から翌年5月を承認対象期間としている。この1件について、6月以降は、軽減の対象となっていないことを確認した。

申請書には、全ての通帳のコピーを添付することとしているが、市では申請者がどこに口座を持っているのか、全てを把握することは困難である。

毎年の収入が少なくとも、多額の資産を有する可能性もある。当制度は、施設を通して申請されることが多く、施設の方で該当すると思われる対象者について手続きを行っているとのことである。

前表のように、軽減額の半額以上は、施設が負担する制度であることから、また、毎月の申請などの事務手数が煩雑であることから、不正な申請は行われにくいと思われる。

5) 検討

① 事業の妥当性等

生活困窮世帯の介護利用を補助する制度であり、北海道の要綱に沿って実施される。

② 利用状況

介護施設入所者数に比べても、実際に利用している人数は50名弱と多い水準ではない。要件が厳しく定められているため、該当者が少ないものと思われる。介護保険制度の例外規定とも考えられ、大きく広げる必要性も見出しにくい。

(17) 建設補助金

1) 事業の概要

高齢者関係施設の建設や修繕にあたり、北海道の補助要綱に沿って市を經由して補助金を支出しているものである。

平成25年度には2つの制度から3件が支出されている。その内訳は次のとおりである。

・介護基盤緊急整備等特別対象事業費交付金（北海道交付金）

(単位：千円)				
対象	事業者	介護緊急特別 対策事業	施設開設準備経 費特別対策事業	合計
サテライトひまわり	(福) 陵雲厚生会	116,000	17,400	133,400
グループホーム桜香	(医) 交雄会	30,000	10,800	40,800
合計		146,000	28,200	174,200

・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（国交付金）

(単位：千円)			
対象	事業者	建設費	開設準備費
共生住宅	NPO法人 さわやか共生	30,000	2,000

当事業は、国・道からの市町村に対する交付金を元に補助金等による建設を行う事業であり、対象事業の入所が少なかったり、事業が実施されない場合、国・道に対して交付金を返還する必要がある事業である。

2) 監査手続き

① 建設費の内訳が補助要綱に一致していること、完成していることを確認し、補助金が支出されていることを確認した。

② 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金については、自宅等を改装し、高齢者下宿を運営する事業であり、事業の継続可能性や入居見込みを確認し、事業の実施を決定していることを確認した。

この事業については、建設完了前に、北海道から交付決定通知を受けているが、事業の内容については、経済性についても考慮することなど、法令に沿って事業を実施することを確認する文章が付されている。